

生駒市条例第 19 号

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 10 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業給水条例（昭和 35 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 指定給水装置工事事業者の指定の更新手数料 1 件につき 10,000 円

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。